

# 第77回中国陸上競技選手権大会

## 兼 第108回日本陸上競技選手権大会中国地区予選会

### <宿泊・弁当のご案内>

皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。中国大会へのご出場を心よりお祝い申し上げます。さて、この度、本大会の宿泊およびお弁当の手配を、東武トップツアーズ(株)鳥取支店がお手伝いさせていただくこととなりました。下記のご案内を参照の上、別紙申込書にご記入頂き、期日までにお申込ください。何卒よろしくお祈り申し上げます。本大会のご成功をお祈りするとともに、各手配につきまして、お力になれるよう全力を尽くし、皆様のご来訪を心よりお待ちしております

東武トップツアーズ(株)鳥取支店

#### 1、宿泊のご案内 ※東武トップツアーズ(株)鳥取支店が企画実施する募集型企画旅行です

##### (1) 宿泊施設と条件

宿泊施設名	記号	部屋タイプ(定員)	旅行代金	食事条件
ホテルモナーク鳥取	1	シングル・ツイン・トリプル	11,000円	1泊朝食
鳥取ワシントンホテルプラザ	2	シングル・ツイン	11,000円	1泊朝食
鳥取シティホテル	3	シングル・ツイン	9,000円	1泊朝食
ホテルレッシュ鳥取駅前	4	シングル	9,000円	1泊朝食
ホテルアルファワン鳥取	5	シングル	8,000円	1泊朝食
レーク大樹	6	シングル・ツイン・トリプル・和洋室(4名)・和室(4~8名)	12,000円	1泊2食
白兔会館	7	シングル・和室(3~4名)	10,000円	1泊2食
	8		8,000円	1泊朝食
鴻南閣	9	シングル・ツイン・和室(1~2名)	8,000円	1泊2食
	10		7,000円	1泊朝食

(2) 宿泊設定日 : 2023年8月18日(金)・19日(土)の2泊

(3) 旅行代金 : 1泊2食および1泊朝食付の税金・サービス料を含むお一人様1泊あたりの代金です

(4) 最少催行人員 : 1名(添乗員は同行いたしません)

(5) その他

- ・部屋タイプは、和室・和洋室(定員1~8名)、シングル、ツイン、トリプルです。人数に合わせて、定員利用にてご案内させていただきます
- ・部屋数に限りがございますので、ご希望に添えない場合があります
- ・禁煙・喫煙のご希望を承ることができませんので、予めご了承ください
- ・宿泊施設の朝食は、朝食弁当での提供となる場合がございます
- ・駐車場については、直接、宿泊施設へご確認・予約・お支払い等をお願いいたします
- ・旅行代金以外に利用された個人費用は、宿泊施設に直接お支払い願います

#### 2、昼食弁当のご案内 ※旅行契約に該当しません

(1) 弁当設定日 : 2023年8月19日(土)・20日(日) ※11:30~13:30の間に会場にてお受取り願います

(2) 弁当内容 : 幕の内弁当(お茶付き) ※アレルギーの対応はできません

(3) 弁当料金 : 1個 900円(税込)

### 3. お申込方法について

- (1) 旅行条件書をお読みいただき、申込書に必要事項をご記入の上、お申込ください。  
申込期限：7月14日（金） 申込先：東武トップツアーズ株式会社鳥取支店  
申込方法：FAX（弊社営業時間内の受信を、当日扱いとさせていただきます）  
※FAXによる申込ができない場合は、別途ご相談ください
- (2) 電話によるお申込みは行っておりません
- (3) 申込期限後、7月28日（金）までに請求書等をお申込者様へ発送させていただきます

### 4. お支払いについて

- (1) 8月4日（金）までにお支払い願います  
お支払い方法：お振込み ※振込手数料はお客様にてご負担いただきますようお願い申し上げます  
お支払い口座：送付させていただく請求書に記載の弊社指定口座
- (2) 領収証は、お振込控えを領収証とさせていただきます。弊社領収証が必要な場合は、8月10日（木）までに、弊社までFAXをお願いいたします。大会終了後、郵送させていただきます
- (3) 変更・取消による返金が生じた場合は、大会終了後にご指定口座へお振込みさせていただきます

### 5. 変更・取消について

- (1) 「申込書」に加筆修正（二重線）の上、FAXをお願い致します  
※電話による変更・取消は行っておりません
- (2) 取消のご連絡は、弊社営業時間内をお願いいたします  
※営業時間外のお申し出は、翌営業日の取扱いとなります  
※8月19日（土）は、弊社休業日にあたるため、変更・取消は、宿泊施設へ直接お申し出ください
- (3) 宿泊当日12時までに当社または宿泊施設に連絡がない場合は、無連絡扱いとさせていただきます、100%の取消料を申し受けます

【宿泊】旅行契約成立後に解除される場合は、1泊ごとに下記の取消料を申し受けます

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日 前日の解除	旅行開始日 当日の解除	旅行開始後の解除 または無連絡不参加
	13日前から8日前まで	7日前から2日前まで			
取消料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

【弁当】取消される場合は、1日ごとに下記の取消料を申し受けます

取消日	利用日の3日前まで	利用日の2日前以降
取消料	無料	弁当料金の100%

### <お問い合わせ・お申込み先>旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業第38号・JATA正会員・ボンド保証会員

## 東武トップツアーズ株式会社 鳥取支店

〒680-0845 鳥取県鳥取市富安2-159 久本ビル6階

TEL: 050-9002-5454 FAX: 0857-27-3327

営業日：月～金曜日（休業日：土・日・祝日） 営業時間：9:30～17:30

担当者：脇田、西久保、田中



旅行業公正取引  
協議会 会員



※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問ください。  
総合旅行業務取扱管理者：脇田武志

客国 23 - 091

### ※個人情報の取扱いについて

旅行申し込みの際に提出頂いた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き、並びに大会運営に必要な範囲内で、当社および大会事務局と共同利用させていただきます。

東武トップツアーズ株式会社鳥取支店 顧客個人情報取扱管理：落水 要

## 旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社鳥取支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

### 1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

### 2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込要項」『4、お支払いについて』の条件によりお支払いいただけます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

### 3、旅行代金に含まれるもの

「申込要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

### 4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

### 5、旅行契約の解除

(1) お客様は、「申込要項」『5、変更、取消について』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日は、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

### 6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

### 7、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客

様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的の滞滞在時間の短縮

### 8、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体 の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

### 9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内。

### 10、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けれます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

### 11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客

様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項（1）の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお貸ししております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

### 12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

### 13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。  
(2) この旅行条件・旅行代金は2023年4月18日現在を基準としております。

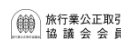
## ●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



### 鳥取支店

鳥取県鳥取市富安2-159 久本ビル6階



電話番号 050-9002-5454

FAX番号 0857-27-3327

営業日 月～金曜日 営業時間 9:30～17:30

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：脇田武志

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(2017.6版)